

## 船舶事故調査報告書

平成28年8月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 乗揚  |
| 発生日時  | 平成28年1月14日 21時00分ごろ   |
| 発生場所  | 山口県阿武町モドロ岬南南西方の浅瀬<br>大平瀬灯台から真方位040° 840m付近<br>（概位 北緯34° 31.8′ 東経131° 27.7′）   |
| 事故の概要   | 漁船光久丸は、南南東進中、乗り揚げた。<br>光久丸は、球状船首部の破口等を生じた。  |
| 事故調査の経過   | 平成28年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 光久丸、19.65トン<br>YG2-7465（漁船登録番号）、個人所有<br>17.90m (Lr) × 3.82m × 1.28m、FRP<br>ディーゼル機関、漁船法馬力数150、昭和57年9月23日  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 75歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和50年7月29日<br>免許証交付日 平成26年7月31日<br>（平成32年7月7日まで有効）   |
| 死傷者等  | なし  |
| 損傷  | 球状船首部に破口、船底外板全般に亀裂、プロペラ翼に曲損及び欠損、シューピースに曲損（全損）   |
| 気象・海象   | 気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約25cm（萩）   |
| 事故の経過   | 本船は、船長ほか3人が乗り組み、山口県萩市見島北東方沖において操業中、船長が体調を崩し、平成28年1月14日16時30分ごろ操業を中断して帰港することとした。<br>船長は、単独で船橋当直につき、レーダーを1海里（M）レンジに設定し、自動操舵により、萩市萩港に向けて南進中、若干の眠気を感じていたところ、正船首方にいか釣り漁船の集魚灯を認めた。<br>船長は、いか釣り漁船との距離感がつかみにくく、レーダーのレンジを大きくしたものの同漁船を捕捉できなかったため、早めに針路を |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>変えて同漁船を避けることとし、手動操舵に切り替えた上で僅かに東方へと針路を変更した後、再度、自動操舵とした。</p> <p>船長は、南南東進を開始した後、いか釣り漁船を通過すれば、針路を戻そうと思い、操舵室後部の寝台に腰を掛けていたところ、間もなく居眠りに陥った。</p> <p>船長は、衝撃を感じて居住区から昇橋した乗組員に起こされ、本船がモドロ岬付近で乗り揚げていることを知るとともに、時刻が21時00分ごろであることを確認した。</p> <p>本船は、船長が、機関を後進にかけて自力で離礁した後、前進しながら右回頭して安全な海域に向かおうとしたが、舵が効かず、再度乗り揚げた離礁できなくなった。</p> <p>本船は、船長が、再度、後進による自力離礁を試みていたところ、22時ごろ、本船が離礁したことを認めたが、舵が効かないことが分かっていたので、後進を続けて本事故発生海域から離れた後、錨泊した。</p> <p>本船は、船長が、僚船が動き出す早朝を待って漁業無線で呼び掛け、応答があった漁船の船長に僚船及び自宅への電話連絡を依頼し、来援した僚船にえい航されて萩港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p>   | <p>本船の喫水は、船首約0.9m、船尾約1.8mであった。</p> <p>船長は、ふだん、1回の操業期間が5～6日であったところ、本事故当時、出港から3日目で操業を切り上げていた。</p> <p>船長は、本事故当時、体調不良により、精神的な疲労を感じていた。</p> <p>船長は、ふだん、船橋当直中に眠気を感じた際は、乗組員との2人当直とするか、コーヒーを飲むなどして眠気を払拭していたが、本事故当時、体調の更なる悪化を気にしてコーヒーは飲まず、乗組員の疲労を考慮して単独での当直を続けた。</p>  |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>あり<br/>なし<br/>なし</p> <p>本船は、萩港北北東方沖を南南東進中、船長が、居眠りに陥ったことから、モドロ岬に向けて航行し、同岬付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、眠気を感じていたものの、船首方のいか釣り漁船を避ける針路とした後、自動操舵として寝台に腰を掛けており、眠気を払拭する行動等を取らなかったことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>   |
| <p><b>原因</b></p>  | <p>本事故は、夜間、本船が、萩港北北東方沖を南南東進中、船長が、</p>  |

|           |  |
|-----------|--|
|           | 居眠りに陥ったため、モドロ岬に向けて航行し、同岬付近の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。  |
| <b>参考</b> | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数人が乗り組む船舶において、船橋当直中に眠気を生じた際は、当直を交替するか複数人による当直とすることが望ましい。</li></ul> |

付図1 事故発生経過概略図

